

TAX LAW NEWSLETTER

2017年1月号 (Vol.22・23合併号¹)外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）の総合的見直し
＜平成29年度税制改正大綱＞

I. はじめに	森・濱田松本法律事務所
II. 外国子会社合算税制とは	弁護士・税理士 小島 義博 TEL. 03 5220 1805 (東京)
III. 本改正案の概要	052 446 8650 (名古屋) yoshihiro.kojima@mhmjapan.com
1. 合算対象とされる外国法人の判定方法等	弁護士 栗原 宏幸 TEL. 03 6266 8727
2. 会社単位の合算課税①（税率が20%未満）	hiroyuki.kurihara@mhmjapan.com
3. 受動性所得の合算課税	弁護士 早野 正隆 TEL. 03 6212 8367
4. 特定の会社単位の合算課税② （ペーパーカンパニー等）	masataka.hayano@mhmjapan.com
5. 適用開始時期	税理士 山田 彰宏 TEL. 03 5223 7770
IV. 実務上の影響	akihiro.yamada@mhmjapan.com

I. はじめに

平成28年12月22日に閣議決定された「平成29年度税制改正大綱」²によれば、平成29年度税制改正において複数の重要な税制改正が予定されています。本ニュースレターでは、これらのうち、外国子会社合算税制の改正案（以下「本改正案」といいます。）についてご紹介いたします³。

II. 外国子会社合算税制とは

「外国子会社合算税制」とは、軽課税国に所在する外国子会社の所得を日本の親会社等の所得とみなして合算し、日本で課税する制度です。外国子会社が外国で得た所得は、原則として日本で課税されません⁴。しかしながら、外国子会社合算税制が適用されると、外国子会社の所得が日本で課税されることから、海外でビジネスを展開している日

¹ 本ニュースレターは、当事務所から配信を希望されるクライアントの皆様にお送りした平成29年1月12日付 TAX LAW NEWSLETTER 1月号 (Vol.22) 及び同月24日付1月号<2> (Vol.23) の内容を統合したものととなります。

² 財務省ホームページ (http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2017/20161222taikou.pdf)

³ 平成29年度税制改正大綱によれば、外国子会社合算課税の改正以外にも、「攻めの経営」を促す役員給与等に係る税制の整備、スピントフ税制の導入及び配偶者控除の見直し等が予定されています。これらのうち役員給与等に係る改正とスピントフ税制の導入については、以下のとおり当事務所発行の Corporate News Letter が解説をしておりますので、あわせてご参照ください。

・ 役員給与等に係る改正
<http://www.mhmjapan.com/ja/newsletters/corporate-nl/19.html>

・ スピントフ税制の導入
<http://www.mhmjapan.com/ja/newsletters/corporate-nl/20.html>

⁴ 外国子会社が日本の親会社に配当した場合でも、現行の外国子会社益金不算入制度のもとでは、親会社が当該外国子会社の発行済株式等の25%を6ヶ月以上保有している場合、配当の95%が益金不算入となります（法人税法第23条の2）。

TAX LAW NEWSLETTER

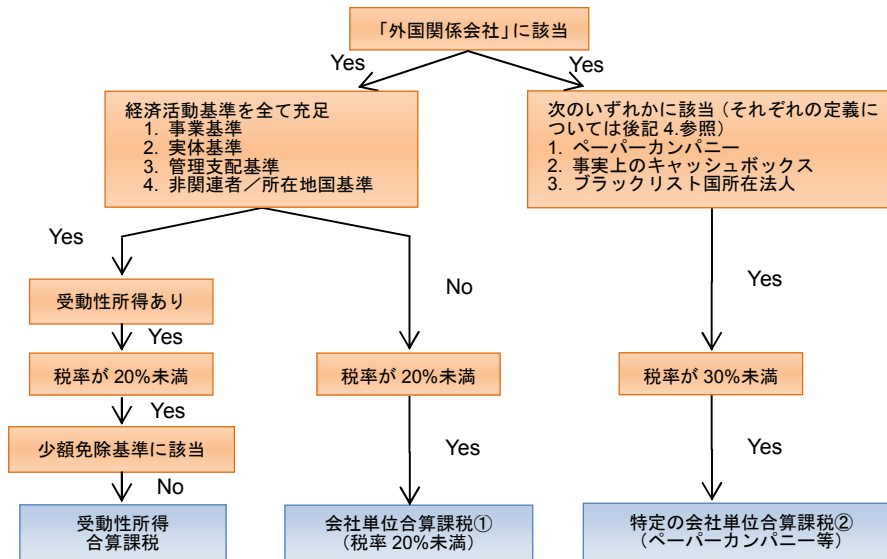
本企業にとって重大な影響を与える制度といえます。

現行の外国子会社合算税制には、「会社単位の合算課税」と「資産性所得の合算課税」の2種類があり、いずれも外国子会社（より正確には後述する「外国関係会社」）の租税負担割合が20%未満の場合にのみ合算課税の適用を受けています。そのため、財務省サイドからは、海外のペーパーカンパニー等がロイヤリティ等の受動性所得を得た場合であっても、租税負担割合が20%以上であれば合算課税の適用を受けないとの指摘がなされてきました⁵。

そのような中、本改正案による外国子会社合算税制の総合的見直しは、「『外国子会社の経済実体に則して課税すべき』との『BEPS プロジェクト』⁶の基本的考え方を踏まえ、経済実体がない、いわゆる受動性所得は合算対象とする一方で、実体ある事業からの所得であれば、子会社の税負担率にかかわらず合算対象外とする」ことを目的としていと説明されています⁷。

Ⅲ. 本改正案の概要

本改正案によれば、改正後は、これまでの「会社単位の合算課税（税率が20%未満）」と「受動性所得（従前の資産性所得に対応）の合算課税」に加え、「特定の会社単位の合算課税（ペーパーカンパニー等）」が新たに導入されます。これらの合算課税が発動するかどうかは、大要、以下のフローチャートにより判定されます。



※合算課税を受ける納税者：以下の1又は2のいずれか

1. 外国関係会社の株式等を10%以上有する内国法人又は居住者
2. 外国関係会社の残余財産のおおむね全部を請求することができる内国法人又は居住者

以下では、本改正案の重要な改正点について現行制度と比較しながら解説します。

⁵ 第3回税制調査会財務省説明資料より抜粋。

(http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2016/_icsFiles/afiedfile/2016/09/29/28zen3kai5.pdf)

⁶ 『BEPS プロジェクト』とは、OECDが現在進めているプロジェクトで、「税源浸食と利益移転」(BEPS: Base Erosion and Profit Shifting)、すなわち、多国籍企業による国際的な税制の隙間や抜け穴を利用した租税回避に対処するためのものです。

⁷ 平成28年12月8日に公表された与党（自由民主党・公明党）の平成29年度税制改正大綱より抜粋。

TAX LAW NEWSLETTER

1. 合算対象とされる外国法人の判定方法等

現行制度は、外国法人のうち内国法人又は居住者等によって発行済株式等の 50% 超を直接及び間接に保有されているものを「外国関係会社」と定義し、外国関係会社のうち本店所在地国において租税が課されないもの又は本店所在地国における税負担が 20%未満のものを「特定外国子会社等」と定義して、その特定外国子会社等を合算課税の対象主体としています⁸。本改正案では、租税負担割合の判定が各合算課税において個別に行われるようになることを踏まえ（前頁フローチャート参照）、合算課税の対象主体か否かの段階での租税負担割合の判定は廃止され、その結果、「外国関係会社」が合算課税の対象主体と位置づけられることとなりました。

そのほか、以下の点が変更される予定です。

実質支配基準の導入

従来は内国法人等と外国法人の間に 50%超の資本関係がない限り、「外国関係会社」に該当することはありませんでした。しかし、本改正案は、資本関係はないものの、契約関係等により子会社を実質支配しているといえる場合にも「外国関係会社」に該当することとしています。具体的には、内国法人等と外国法人との間にその内国法人等がその外国法人の残余財産のおおむね全部を請求することができる等の関係がある場合には、その外国法人は「外国関係会社」に該当することとなります⁹。これは、チャリタブル・トラストを利用した租税回避を防止するためのものとされています。

間接保有割合の算定方法の見直し

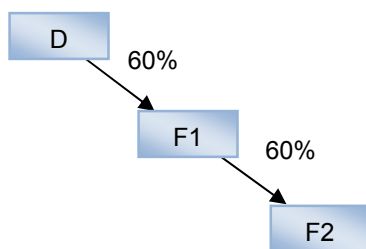
内国法人等（D）が他の外国法人（F1）を通じて外国法人（F2）株式を保有している場合、F2 が外国関係会社に該当するか否かの判定は、現行制度ではいわゆる掛け算方式を用いて行われますが、本改正案では 50%超の株式等の保有を通じた連鎖関係の有無によって判定する方式へと変更されます。

例えば、D が F1 の株式の 60%を、F1 が F2 の株式の 60%を有している場合、現行制度では D の F2 に対する間接保有は 36%（60%×60%）となり、F2 は外国関係会社に該当しませんでした。これに対し、本改正案によると、D の F2 に対する間接保有は 60%となり、F2 は外国関係会社に該当することになります。

⁸ 租税特別措置法第 66 条の 6 第 1 項及び第 2 項、租税特別措置法施行令 39 条の 14 第 1 項

⁹ また、外国関係会社の所得について納税義務を負う納税者の判定においても、現行制度では当該外国関係会社の株式等の 10%以上を保有する内国法人等である必要がありましたが、本改正案では、かかる資本関係がない場合であっても、外国関係会社との間で本文に記載した関係にある内国法人等は当該外国関係会社の所得について納税義務を負うこととなります。

TAX LAW NEWSLETTER



<現行制度>

$$60\% \times 60\% = 36\%$$

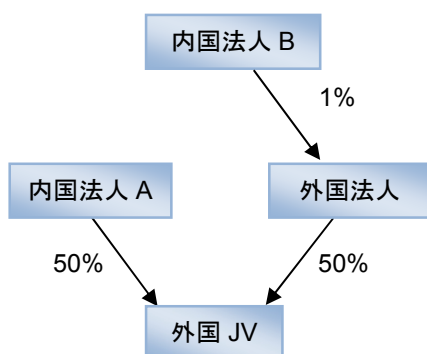
⇒F2 は外国関係会社に該当しない

<本改正案>

60% (D-F2 間に 50%超の株式の保有を通じた連鎖関係があるため)

⇒F2 は外国関係会社に該当

一方、外国法人与内国法人が 50%ずつ保有する外国 JV について、日本の内国法人等が当該外国法人の株式を 1 株でも保有することによって（例えば、パートナーである外国法人が上場会社であり、日本の内国法人等が当該外国法人の株式を市場で取得した場合等）外国 JV が外国関係会社に該当してしまうという現行制度における問題は、本改正案では解消されることになると考えられます¹⁰。



<現行制度>

$$50\% + 50\% \times 1\% = 50.5\% > 50\%$$

⇒外国 JV は外国関係会社に該当

<本改正案>

50% (内国法人 B と外国法人間では、50%超の株式の保有を通じた連鎖関係がないため。)

⇒外国 JV は外国関係会社に該当しない

2. 会社単位の合算課税①（税率が 20%未満）

会社単位の合算課税①（税率が 20%未満）の判定基準である「経済活動基準」は、現行制度における会社単位の合算課税の適用除外基準を基本的に踏襲していますが、「実体ある事業からの所得であれば、子会社の税負担率にかかわらず合算対象外とする」よう、一定の見直しが行われています¹¹。

¹⁰ 現行制度の掛け算方式のもとでは、パートナーである外国法人の少数株主（内国法人等）による当該外国法人を通じた間接保有も外国 JV の外国関係会社の判定において考慮されるため、外国 JV が（パートナーである内国法人の直接保有と当該間接保有を合計すると 50%超になるという理由により）外国関係会社に該当するという問題がありました。しかし、本改正案の連鎖方式のもとでは、50%超の株式等の保有を通じた連鎖関係の有無によって判定することになるため、少数株主を考慮しなくてよいことになり、外国関係会社の判定において考慮されるのはパートナーである内国法人による直接保有に限定され、外国 JV は外国関係会社に該当しないと考えられます。

¹¹ 航空機リースや再保険業が経済活動基準を満たしやすくするような改正等が行われます。

TAX LAW NEWSLETTER

3. 受動性所得の合算課税

経済活動基準を満たすため会社単位の合算課税の適用を受けない外国関係会社についても、一定の受動性所得がある場合には、租税負担割合が20%以上である場合を除き、その受動性所得を内国法人の所得に合算して課税することとされています。

この受動性所得の範囲は、現行制度の資産性所得の範囲を大幅に拡充することとされていますが、その中でも実務に与える影響が大きいと思われるものは、次の受動性所得と考えられます。

(1) 配当等

現行制度の資産性所得では持分割合 10%未満の法人から受ける配当等とされています。これに対し、本改正案では持分割合 25%未満の法人等から受ける配当等が受動性所得に該当することになり、範囲が大幅に拡充されます。例えば、持分割合20%の関連法人からの配当は、現行制度では合算されませんが、改正後は合算されることとなります。

但し、本改正案のもとでも、主たる事業が化石燃料を採取する事業である法人から受ける配当等については持分割合が10%未満の場合に限り合算されます（なお、後記（2）も参照）。

(2) 有価証券の譲渡損益

現行制度の資産性所得では持分割合 10%未満の法人で、かつ、市場で譲渡される株式等に係る譲渡益とされています。これに対し、本改正案では持分割合 25%未満の法人等の株式等に係る譲渡損益は、市場で譲渡される株式等か否かにかかわらず全て受動性所得に該当することとなります。

また、上記（1）のとおり、主たる事業が化石燃料を採取する事業である法人から受ける配当等についての合算の基準となる持分割合は、現行制度と同じく10%未満かどうかで判定しますが、当該法人の株式の譲渡損益については、上記の原則通り持分割合25%未満であれば受動性所得に該当しますので、注意が必要です。

(3) 異常超過利益

配当、利子等の個別に掲げられた受動性所得に該当しない場合であっても、「外国関係会社のある事業年度の利益の額からその他の受動性所得の金額及び所得控除額を控除した残額に相当する所得」（いわゆる異常超過利益。以下の計算式参照）がある場合、当該所得が受動性所得として合算対象となる点には注意が必要です。

<計算式>

$$\begin{aligned} \text{(異常超過利益)} &= \text{(事業年度の利益の額)} - \text{(個別に掲げられた受動性所得の金額)} \\ &\quad - \text{(総資産額} + \text{減価償却累計額} + \text{人件費)} \times 50\% \end{aligned}$$

TAX LAW NEWSLETTER

上記の異常超過利益の計算の際に控除される「その他の受動性所得の金額」について、平成 29 年度税制改正大綱は、「上記イから又までに掲げる所得種類の所得の金額」と説明しており、この趣旨は、有価証券の譲渡損益などの受動性所得として個別に列挙される種類の所得は、当該受動性所得の判定において除外されるものも含めて、異常超過利益の計算の際に控除する趣旨であるようです。したがって、例えば、持分割合 25%以上の株式等の譲渡損益は上記（2）のとおり有価証券の譲渡損益として受動性所得に該当しないだけでなく、異常超過利益にも該当しないこととなります。

4. 特定の会社単位の合算課税②（ペーパーカンパニー等）

現行制度のもとでは、外国関係会社の租税負担割合が 20%以上であれば合算課税の対象とはなりませんでしたが、本改正案では、いわゆる「ペーパーカンパニー」、「事実上のキャッシュボックス」又は「ブラックリスト国所在法人」（定義については下記参照）のいずれかに該当する場合、外国関係会社の租税負担割合が 30%以上である場合を除き、会社単位の合算課税の対象となります。

（定義）

- ・「ペーパーカンパニー」：次の①、②の要件をいずれも満たさない外国関係会社
 - ①その主たる事業を行うに必要と認められる事業所等の固定施設を有していること（実体基準）
 - ②その本店所在地国においてその事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること（管理支配基準）
- ・「事実上のキャッシュボックス」：総資産に占める受動性所得の割合が 30%を超える外国関係会社（総資産の額に対する有価証券、貸付金及び無形固定資産等の合計額の割合が 50%を超える外国関係会社に限る。）
- ・「ブラックリスト国所在法人」：租税に関する情報の交換に非協力的な国又は地域として財務大臣が指定する国又は地域に本店等を有する外国関係会社

これらのうち「ペーパーカンパニー」について、上記①は現行制度の実体基準に相当するもので、②は現行制度の管理支配基準に相当するものです。しかし、上記①の要件は、現行制度の実体基準と異なり、固定施設を本店所在地国に有していることは要件とされていませんので、外国関係会社の本店所在地国に限らず、世界のどこかに事業を行うために必要な固定施設があれば、この要件を満たすことになり、ペーパーカンパニーには該当しないこととされるようです。

TAX LAW NEWSLETTER

5. 適用開始時期

本改正案は、外国関係会社の平成30年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

IV. 実務への影響

上記のとおり、本改正案では、外国子会社合算税制に関し様々な見直しが図られていますが、中でも実務に重大な影響を与えると思われるのは、合算対象となる受動性所得の範囲が拡張された点です（上記Ⅲ.3参照）。とりわけ異常超過利益については、租税条約に基づく相互協議で合意された取引に係る所得が異常超過利益に含まれる可能性があるなどの不明確さが残っています。そのため、現行制度のもとでは外国子会社合算税制の対象所得がないとされている外国関係会社について、本改正案のもとでの「受動性所得」の有無の確認や継続的な内国法人へのリポーティングシステムの確立等の措置を講じる必要があります。

また、本改正案が既存の投資ストラクチャーに影響を及ぼすような場合には、どのような対応が必要かを検討すべきと考えられます。

セミナー情報

- ▶ セミナー 『法務担当者のための税務入門講座』
開催日時 2017年1月26日(木) 13:00~17:00
講師 大石 篤史
主催 一般社団法人企業研究会

文献情報

- ▶ 論文 「税理士領域への弁護士の進出」
掲載誌 税務弘報 Vol.65 No.1
著者 大石 篤史

NEWS

- ▶ Legal 500にて高い評価を得ました
The Legal 500 Asia Pacific 2017にて、当事務所は下記の分野で上位グループにランキングされました。また、各分野における Leading individuals 又は Next generation lawyers として当事務所の弁護士13名が選ばれました。

<分野>

JAPAN

- ・ Antitrust and competition law

TAX LAW NEWSLETTER

- ・ Banking and finance
- ・ Capital markets
- ・ Construction
- ・ Corporate and M&A
- ・ Dispute resolution
- ・ Intellectual property
- ・ Labour and employment
- ・ Projects and energy
- ・ Real estate
- ・ Restructuring and insolvency
- ・ Structured finance/securitisation
- ・ TMT
- ・ Tax

MYANMAR

- ・ Corporate and M&A
- ・ Projects (including energy)

<Leading Individuals に選ばれた弁護士>

- ・ 石黒 徹 (Banking and finance、Capital markets)
- ・ 桑原 聡子 (Banking and finance、Corporate/M&A)
- ・ 佐藤 正謙 (Banking and finance、Real estate、Structured finance/securitisation)
- ・ 中村 聡 (Capital markets)
- ・ 高谷 知佐子 (Labour and employment)
- ・ 石綿 学 (Corporate/M&A)
- ・ 大石 篤史 (Tax)
- ・ 小澤 絵里子 (Real estate)
- ・ 関戸 麦 (Dispute resolution)
- ・ 武川 丈士 (Projects and energy)
- ・ 鈴木 克昌 (Capital Markets)
- ・ 宇都宮 秀樹 (Antitrust and competition law)

<Next generation lawyers に選ばれた弁護士>

- ・ 小山 浩 (Tax)

➤ International Tax Review の World Tax 2017 において Leading Firms として上位に選ばれました

International Tax Review が発行する"World Tax 2017"において、当事務所は日本の Leading Firms として上位に選ばれました。

TAX LAW NEWSLETTER

- 日本経済新聞の「企業法務・弁護士調査 2016年」において高い評価を得ました日本経済新聞社による第12回「企業法務・弁護士調査」の、2016年に活躍した弁護士ランキング（企業が選ぶ弁護士ランキング及び総合ランキング（企業票＋弁護士票））において、当事務所の弁護士が以下の通り選ばれました。

<企業法務分野>

- ・澤口 実（企業2位、総合3位）
- ・菊地 伸（企業6位、総合10位）
- ・石綿 学（企業10位、総合9位）
- ・石井 裕介（総合10位）

<税務分野>

- ・大石 篤史（企業5位、総合5位）

<情報管理分野>

- ・菊地 伸（企業8位）
- ・飯田 耕一郎（総合9位）
- ・上村 哲史（総合10位）

- **Chandler MHM Limited 業務開始のお知らせ**

当事務所は、Mori Hamada & Matsumoto (Thailand) Co., Ltd.を通じ、タイの大手法律事務所である Chandler & Thong-ek Law Offices Limited（チャンドラー・アンド・トンエック法律事務所、以下 CTLO）と経営統合し、CTLO の名称を Chandler MHM Limited（以下 CMHM）へ変更し、2017年1月4日より業務を開始いたしました。

当事務所は、2015年4月にバンコクオフィス（Mori Hamada & Matsumoto (Thailand) Co., Ltd.）を開設し、日本人弁護士4名、タイ人弁護士1名の体制でアドバイスを提供してまいりましたが、タイ市場においてさらに強固な基盤を確立し、東南アジアにおける多種多様な法務需要に幅広く応えるべく、今般の経営統合を機に、飛躍的に体制を充実させてまいります。

当事務所のパートナーであり、海外 M&A や国際取引・通商実務に精通した河井聡弁護士が CMHM のマネージング・パートナーに、CTLO のマネージング・パートナーである Niwes Phancharoenworakul 弁護士とともに就任いたしました。さらに、当事務所の東京オフィス、シンガポールオフィス、及びジャカルタデスクにて執務していた日本人弁護士3名も CMHM に拠点を移し、より一層の体制強化を行いました。

TAX LAW NEWSLETTER

その結果、CMHM は、既に CTLO に在籍しているタイ人・米国人等の弁護士と合わせ、50 名を超える陣容となり、日本の法律事務所の拠点としてはタイ国内はもとより東南アジア地域で群を抜いた規模となります。

当事務所は、今後とも、東京、大阪、名古屋、福岡、北京、上海、シンガポール、ヤンゴン、ジャカルタそして CMHM の各拠点の全弁護士が一丸となって、より一層クライアントの皆様のお役に立てるよう尽力してまいりますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

➤ **新人弁護士(29 名)が入所しました**

新人弁護士 29 名が入所しました。詳細は弊所ウェブサイトをご覧ください。

➤ **Chambers Asia Pacific 2017 にて高い評価を得ました**

Chambers Asia Pacific 2017 で、当事務所は税務分野を含む 15 の分野で上位グループにランキングされ、35 名の弁護士がその分野で日本を代表する弁護士に選ばれました。また、Corporate/M&A 分野及び税務分野の日本を代表する弁護士として大石 篤史弁護士が選ばれました。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com